平成２１年（フ）第３８９号
山口県下関市彦島弟子待東町１番11号
債務者　圓川　憲夫
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　俊紀
4　破産債権の届出期間　平成22年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月25日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
岐阜県各務原市那加長塚町１丁目86番地
債務者　浅野　鈴子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保　等
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１３０号
新潟市西区寺尾西４丁目13番30号
債務者　木下　　昇
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二岸　直子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月18日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１００号
兵庫県姫路市広畑区才1052番地
債務者　益土木開発こと　苅田　欽也
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　破産債権の届出期間　平成22年４月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午前10時25分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６５号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13508番地７
債務者　金海　東賢
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　松田共同法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成22年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３３号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字高田前112番地町営高田前団地７棟３号
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１０４号
函館市亀田港町52番12号
債務者　澤村　真美（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
岩手県一関市赤荻字上袋140番地、前住所岩手県一関市赤荻字桜町75番地３　サンパレス桜２－Ａ
債務者　松本　　太
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１３３号
埼玉県川越市大字砂久保162番地57
債務者　津布久武治
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３５号
埼玉県川越市大字笠幡107番地29
債務者　小林たづ子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３７号
川崎市川崎区桜本２丁目11番18―708号　大師サンハイツ
債務者　藤倉　秀雄
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
川崎市川崎区桜本２丁目11番18―708号　大師サンハイツ
債務者　藤倉　順子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
愛知県刈谷市野田新町１丁目211番地　ウイング塩田Ｂ棟102号
債務者　菅野賢一郎
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
愛知県豊田市深田町４丁目40番地３　サニーハイム野々山１－Ｅ号
債務者　岡田　憲継
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係